

群馬県報



目次

告示

○ 地方自治法施行令第百七十六条第一項の規定による告示	(市町村課)	一
○ 同	(同)	一
○ 地方自治法施行令第百七十七条第一項の規定による告示	(同)	一
○ 悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定及び同法第四条に規定する規制基準の設定の告示の一部改正	(環境保全課)	二
○ 県道路線認定に関する告示の一部改正	(道路企画管理課)	三
○ 県道の路線認定の告示の一部改正	(同)	三
○ 路線の認定の告示の一部改正	(同)	三
○ 群馬県屋外広告物条例に規定する知事が指定する区域、場所等の告示の一部改正	(都市計画課)	三
○ 群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程の一部改正	(廃棄物政策課)	四

告示

●群馬県告示第107号

平成18年2月20日から渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村及び同郡北橋村を廃し、その区域をもって渋川市を設置することに伴う、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第176条第1項の規定により算出した勢多郡の人口は、次のとおりである。

平成18年2月20日

群馬県知事 小寺 弘 之

勢多郡 25,268人

●群馬県告示第108号

平成18年2月20日から渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村及び同郡北橋村を廃し、その区域をもって渋川市を設置することに伴う、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第176条第1項の規定により算出した北群馬郡の人口は、次のとおりである。

平成18年2月20日

群馬県知事 小寺 弘 之

北群馬郡 32,115人

●群馬県告示第109号

平成18年2月20日から渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村及び同郡北橋村を廃し、その区域をもって渋川市を設置することに伴う、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第177条第1項の規定により算出した渋川市の人口は、次のとおりである。

平成18年2月20日

群馬県知事 小寺弘之

渋川市 87,468人

●群馬県告示第110号

悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定及び同法第四条に規定する規制基準の設定の告示（平成16年群馬県告示第159号）の一部を次のように改正し、別表渋川市の部の改正規定は平成18年2月20日から、同表富岡市の部の改正規定は同年3月27日から、同表安中市の部の改正規定は同月18日から、同表注の改正規定は公布の日から施行する。

平成18年2月20日

群馬県知事 小寺弘之

別表渋川市の部を次のように改める。

渋川市	臭気指数	指数15区域	旧渋川市の区域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
		指数21区域	旧渋川市の区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び指数15区域以外の区域全域

別表富岡市の部を次のように改める。

富岡市	臭気指数	指数15区域	旧富岡市の区域のうち第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
		指数21区域	旧富岡市の区域のうち準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域及び指数15区域以外の区域全域

別表安中市の部を次のように改める。

安中市	臭気指数	指数15区域	旧安中市の区域のうち第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
		指数21区域	旧安中市の区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び指数15区域以外の区域全域

別表注3を次のように改める。

3 この表における「旧」を付けた市町村の名称及びその地域は、平成16年4月1日におけるものとする。

●群馬県告示第百一十一号

県道路線認定に関する告示(昭和三十四年群馬県告示第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

平成十八年二月二十日

群馬県知事 小寺弘之

表四五の項中「勢多郡北橋村、同郡富士見村」を「勢多郡富士見村」に改め、同表五九の項中「北群馬郡伊香保町」を「渋川市伊香保町」に、「北群馬郡吉岡村」を「北群馬郡吉岡町」に改め、同表一三八の項中「勢多郡赤城村」を削り、同表六四の項中「北群馬郡子持村、同郡小野上村、」を削り、同表一四二の項中「勢多郡北橋村、同郡富士見村」を「勢多郡富士見村」に改め、同表一四五の項中「北群馬郡伊香保町大字水沢」を「渋川市伊香保町水沢」に改め、同表一六三の項中「伊香保小野上線」を「伊香保村上線」に、「北群馬郡伊香保町」を「渋川市伊香保町」に、「同郡小野上村大字村上」を「同市村上」に改め、同表二一一の項中「勢多郡北橋村大字分郷八崎」を「渋川市北橋町分郷八崎」に、「同郡同村大字真壁字寄居」を「同市同町真壁字寄居」に改め、同表二二四の項中「勢多郡赤城村大字宮田」を「渋川市赤城町宮田」に、「北群馬郡子持村大字吹屋」を「同市吹屋」に改め、同表二二五の項中「勢多郡赤城村大字持柏木」を「渋川市赤城町持柏木」に、「同郡北橋村大字真壁字寄居」を「同市北橋町真壁字寄居」に改め、同表二二二の項中「下箱田下河原線」を「下箱田岩上線」に、「勢多郡北橋村大字下箱田」を「渋川市北橋町下箱田」に、「同郡同村大字同」を「同市同町下箱田字岩上」に改める。

●群馬県告示第112号

県道の路線認定の告示(昭和41年群馬県告示第63号)の一部を次のように改正する。

平成18年2月20日

群馬県知事 小寺弘之

表32の項中「北群馬郡伊香保町、」を削る。

●群馬県告示第113号

路線の認定の告示(平成5年群馬県告示第343号)の一部を次のように改正する。

平成18年2月20日

群馬県知事 小寺弘之

表69の項中「大間々子持線」を「大間々上白井線」に、「北群馬郡子持村」を「渋川市上白井」に改め、「勢多郡赤城村、」を削る。

●群馬県告示第114号

群馬県屋外広告物条例に規定する知事が指定する区域、場所等の告示(昭和39年群馬県告示第598号)の一部を次のように改正する。

平成18年2月20日

群馬県知事 小寺弘之

2(2)中「勢多郡赤城村大字上三原田」を「渋川市赤城町上三原田」に改める。

3(1)中「北群馬郡伊香保町町道山手線」を「同市市道(伊)山手線」に、「伊香保町大字伊香保」を「同市伊香保町伊香保」に改め、3(7)中「県道大間々子持線」を「県道大間々上白井線」に改める。

公 告

群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年二月二十日

群馬県知事 小寺弘之

群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程

群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程(平成十一年九月二十八日制定)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第七条」に、「設置協議(第七条 第十条)」を「事前協議(第八条・第九条)」に、「(第十一条―第二十三条)」を「(第十条―第十六条)」に、「第四章 設置許可申請等(第二十四条―第二十七条)」を

「第四章 技術指導及び修正指示等(第十七条―第二十五条)

「第五章 設置許可申請等(第二十六条―第二十八条)

「第六章 生活環境保全協定の締結(第二十九条)

「第七章 手続の省略(第三十条)

「第八章」に、「(第二十八条―第三十三条)」を「(第三十一条―第三十五条)」に改める。

第一条中「(以下「廃棄物処理等」という。)」を削る。

第二条第一号中「並びに」を「及び」に、「及び」を「又は」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「政令」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)」に改め、同条を同条第三号とし、同条第六号を削り、同条第七号を同条第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 産業廃棄物の積替え又は保管施設 産業廃棄物の収集又は運搬を行う者が、当該産業廃棄物の積替え又は保管を行うために設置する施設をいう。

六 最終処分場 政令第五条第二項に規定する一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場をいう。

七 関係地域 廃棄物処理施設の敷地境界から三百メートル以内の地域の全部又は一部を包含する地域(自治会又は市町村が設置する行政区等を単位とする地域をいう。)をいう。

第二条第八号及び第九号を削り、同条第十号中「包含する市町村」の下に「をい

う。」を加え、同条を同条第八号とする。

第三条第一項中「遵守するとともに、廃棄物処理の一層の適正化に努めなければならない」を「遵守しなければならない」に改め、同条第三項中「当該施設及びその」を削り、「生活環境並びに」を「生活環境及び」に、「関係法令並びに」を「関係法令及び」に改める。

第五条第一項中「生活環境を保全するため、廃棄物の適正な処理に関し」を「この規程が定める手続の円滑な実施について」に改め、同条第二項中「関係地域の」を「関係地域の」に改める。

第六条第一項中「について、調査検討するため」を「を審査するため」に改める。

第二章 設置協議

第七条第一項中「用地は、次条で規定する協議対象施設の用地であるか否かにかかわらず」を「設置場所は」に、「次の各号」を「次」に、「とする」を「でなければならぬ」に改め、同項第二号口中「厚生自然環境保全地域」を「原生自然環境保全地域」に改め、同号口中「以下同じ。」第九号第二十項を「第九号第二十一項の規定」に改め、同条第二項中「前項各号に定めるもののほか」を「廃棄物処理施設の設置場所の周辺に」に、「周辺等」を「の周辺等」に改め、「おいては」の下に「施設設置者等は、当該地域への生活環境の保全上の支障が生じないように」を加え、「処理能力」を「規模」に、「用地」を「廃棄物処理施設の設置場所」に、「配慮すること」を「配慮しなければならない」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 施設設置者等が廃棄物処理施設の設置場所の土地の所有権を有しない場合にあつては、当該土地の使用権原を取得することが確実に見込まれ、かつ、廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類その他必要な事項について当該土地の所有者の承諾を得ることが確実に見込まれる場所でない限りはならない。

第二章 事前協議

第八条第一項中「次の各号」を「次」に、「(以下「協議対象施設」という。)」の設置(法第十五条の二の四の規定による一般廃棄物処理施設としての設置を除く。)(若しくは)を「の設置、」に、「又は協議対象施設」を「又は当該廃棄物処理施設」に、「追加(省令第十二条の七の七第五項の変更のみに係るものを除く。)(以下「施設設置等」)」を「追加等(法第十五条の二の四の規定により産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置する場合及び同条の規定により設置した一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類を変更する場合を除く。以下「設置等」)」に改め、「(以下別記様式第十一号を除き「協議者」という。)」を削り、同

項ただし書中「施設設置等」を「廃棄物処理施設の設置等」に改め、同項第二号中「(産業廃棄物焼却施設を除く。)」及び「専ら」を削り、「第六十条の解体業又は第六十七条の破砕業(次号においてこれらを「解体業等」という。)」の用に供する」を「第二百二十二条の規定により法第十四条第六項の許可を受けないで行うことができる産業廃棄物の処分を行うために設置する」に、「の廃棄物処理施設」を「に規定する産業廃棄物処理施設」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 産業廃棄物の積替え又は保管施設(産業廃棄物を排出する者が、自らその産業廃棄物を運搬するために設置する施設及び自動車リサイクル法第二百二十二条の規定により法第十四条第一項の許可を受けないで行うことができる産業廃棄物の収集又は運搬を行うために設置する施設を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、知事が指定する廃棄物処理施設を設置する場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による協議(以下「事前協議」という。)を要しないものとする。

一 事前協議(この規程の施行前に、事前協議に相当する協議が行われている場合には、当該協議を含む。次号において同じ。)を経て設置した産業廃棄物中間処理施設を一般廃棄物処理施設として設置する場合(当該産業廃棄物中間処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を当該産業廃棄物の処理方法と同様の処理方法で処理する場合に限る。)

二 事前協議を経て設置した一般廃棄物処理施設を産業廃棄物中間処理施設として設置する場合(当該一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物と同様の性状を有する産業廃棄物を当該一般廃棄物の処理方法と同様の処理方法で処理する場合に限る。)

第九条の見出し中「設置協議書」を「事前協議書」に改め、同条第一項中「協議者」を「事前協議をしようとする者(以下「協議者」という。)」に、「廃棄物処理施設設置等協議書」を「廃棄物処理施設設置等事前協議書」に、「設置協議書」を「事前協議書」に、「協議対象施設を新たに設置しようとする場所又は当該施設が既に所在している場所(以下「現地」という。)を管轄する」を「廃棄物処理施設の設置場所を所管する」に、「については」を「にあつては」に改め、「(いう。)」に「の下に」「(三)」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事前協議の内容
- 三 施設の設置場所

四 施設の種類の種類

五 施設において処理する廃棄物の種類

六 施設の処理能力(最終処分場にあつては埋立地の面積及び埋立容量、産業廃棄物の積替え又は保管施設にあつては積替え又は保管の場所の面積及び保管容量)

七 施設の処理方式

第九条第二項中「前項の設置協議書」を「事前協議書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、事前協議の内容が廃棄物処理施設の構造若しくは規模の変更等であつて、環境森林事務所長がその審査に必要がないと認めた書類又は図面については、その添付を省略することができる。

第九条第二項各号を次のように改める。

- 一 事業計画の概要に関する書類
- 二 協議者の事業経歴及び過去における廃棄物処理の事業実績等
- 三 立地環境に関する書類及び図面
- 四 施設の設置場所の位置図、公図の写し並びに周辺の土地利用現況図及び土地利用規制図
- 五 施設の構造等を説明するための書類及び図面
- 六 施設の維持管理に関する計画を説明するための書類及び図面
- 七 処理工程図(最終処分場にあつては、跡地利用計画の概要図)
- 八 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面(最終処分場にあつては、法第八条第二項第八号又は第十五条第二項第八号に規定する災害防止のための計画を含む。)
- 九 事業計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 十 生活環境影響調査方法書(生活環境影響調査の実施計画等を記載した書類をいう。)
- 十一 関係地域住民等及び関係市町村との合意形成手続に関する申立書
- 十二 施設の設置場所の土地の所有者が発行する事前協議書提出確認書(協議者が当該土地の所有権を有しない場合に限る。)
- 十三 施設の設置場所の土地及び第二十二条第一項第二号に規定する土地の登記事項証明書
- 十四 協議者に関する書類(法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し)
- 十五 その他環境森林事務所長が必要と認める書類

第九条第三項を次のように改める。

3 次章及び第四章に規定する手続を行っている間に、前項各号に掲げる書類又は図面のほか事前協議書の内容の審査に必要な書類若しくは図面が新たに生じた場合又は審査会に提出する等の理由により事前協議に必要な事前協議書の部数が増加した場合には、協議者は、環境森林事務所長又は知事の求めに応じ、当該書類若しくは図面又は必要な部数の事前協議書を提出しなければならない。

第十条を削る。

第三章中第十一条の前に次の一条を加える。

(事前協議書の進達等)

第十条 環境森林事務所長は、事前協議書が提出されたときは、速やかに、知事に進達するとともに、その副本を関係市町村の長(以下「関係市町村長」という。)に送付するものとする。

第十四条を削る。

第十三条の見出し中「からの」を「の」に改め、同条第一項中「第十一条の規定により公告が行われた場合にあつては公告の日から二ヶ月以内、前条第一項の規定による説明会が開催された場合にあつては開催日から一ヶ月以内に、設置協議書に関する」を「第十二条第一項の規定による公告があつたとき、又は前条第一項の説明会が開催されたときは、事前協議書に対する」に改め、「現地を管轄する」を削り、同条第二項中「意見書には」を「意見書(以下「関係地域住民等の意見書」という。)には」に改め、同条第三号中「施設設置等」を「施設の設置等」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十四条とする。

3 関係地域住民等の意見書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間(当該各号に定める期間の一部が重複する場合は、第一号又は第二号に定める期間の末日のうちいずれか遅い日まで)内に提出しなければならない。

一 第十二条第一項又は第二項の規定による公告があつたとき 当該公告の日から二月間

二 前条第一項の説明会が開催されたとき 当該説明会の日から一月間

第十二条第一項中「設置協議書の内容を関係地域内の住民に周知するため、縦覧期間中できるだけ速やかに関係地域内の自治会(又は区)に対して説明会を開催するものとする」を「前条第一項の規定による公告後、速やかに、関係地域内の住民に対して、事前協議書の内容を周知するための説明会を開催しなければならない」に改め、同項ただし書中「理由で」を「理由により」に、「この限りでない」を「関係地域内の住民に対する周知方法について、環境森林事務所長と協議するものとする」に改め、

同条第二項中「前項の規定により」を「協議者は、前項の」に、「合意形成方法書に記載するとともに、説明会の開催について関係地域内の住民に対して適宜の方法により」を「記載した説明会実施計画書(別記様式第二号)を環境森林事務所長に提出するとともに、当該説明会の開催を関係地域内の住民に」に改め、同項第一号中「(又は区)」を「又は市町村が設置する行政区等の名称」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「当日」を削り、「用いる」を「使用する」に、「配布する」を「配付する」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 協議者側の出席予定者

第十二条第三項中「規定により」を削り、「実施した」を「開催した」に、「速やかに」を「速やかに、」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の見出し中「設置協議」を「事前協議」に改め、同条中「前条の調査が終了した場合又は設置協議書の内容が変更(軽微なものを除く。）」を「公告する」に、「現地調査が終了したときは」に、「について公告を行う」を「公告する」に、「設置協議書を公告の日から設置協議が終了するまでの全期間にわたり」を「事前協議書を当該公告の日から第二十四条の事前協議終了通知書が送付される日までの間、」に改め、同条第二号中「廃棄物処理施設の設置の場所」を「施設の設置場所」に改め、同条第四号中「処理する」を「施設において処理する」に改め、同条第五号中「設置協議書」を「事前協議書」に改め、同条第七号中「第十三条第一項に規定する」を「第十四条第一項の」に改め、同条第八号中「当該廃棄物処理施設の設置協議に対する生活環境の保全上の見地から」を「前号」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十二条とする。

2 環境森林事務所長は、前項に規定する縦覧期間中に、事前協議書の内容に変更又は補正(軽微なものを除く。)があつたときは、その旨を公告するものとする。

第十条の次に次の一条を加える。

(現地調査)

第十一条 環境森林事務所長は、事前協議書の進達等を行った後、県の関係機関、関係市町村長その他の関係機関等(以下「現地調査機関」という。)と合同で、廃棄物処理施設の設置場所を調査するものとする。

2 環境森林事務所長は、前項の規定による調査(以下「現地調査」という。)が終了したときは、現地調査の結果を現地調査機関に送付するとともに、現地調査機関から関係法令が定める手続、基準及び規制並びに意見等(以下「現地調査機関の意見等」という。)を聴取するものとする。

3 環境森林事務所長は、現地調査機関の意見等が示されたときは、協議者に対し、当該現地調査機関の意見等を提示するものとする。
第十五条を次のように改める。
(関係市町村長の意見書の提出)

第十五条 環境森林事務所長は、関係地域住民等の意見書が提出されたときは、前条第三項に規定する期間が経過した後、関係市町村長に対し、当該関係地域住民等の意見書の内容を提示するものとする。

2 関係市町村長は、環境森林事務所長があらかじめ指定する期限までに、事前協議書に対する生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

3 関係市町村長は、前項の期限までに同項の意見書(以下「関係市町村長の意見書」という。)を提出することが困難であるときは、環境森林事務所長に対し、意見の取りまとめに要する期間を示した上で、当該期限の延長を求めることができる。
第三十三条中「第八条各号に掲げる施設」を「廃棄物処理施設」に改め、同条を第三十五条とする。
第三十二条を削る。

第三十一条第一項第一号中「廃棄物処理施設」の下に「(第八条第一項各号に掲げる廃棄物処理施設に限る。次号において同じ。)」を加え、同条第二項中「知事との協議」を「協議をしようとする者」に、「別記様式第十一号」を「別記様式第十五号」に、「經由し、知事に提出して行うものとする」を「經由して、知事に提出しなければならぬ」に改め、同条第三項中「(法第八条第一項又は政令第七条各号に掲げる施設を除く。)」を削り、「承継した者は、」の下に「相続の日から三十日以内に」を加え、「(別記様式第十二号)二部を環境森林事務所長に」を「(別記様式第十六号)を環境森林事務所長に二部」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三十条とする。

4 第一項の規定による協議に係る手続は、知事が別に定める。
第三十条中「第八条第二号又は第三号に掲げる施設(法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理業者等に係る施設を除く。)」を「廃棄物処理施設(第二十八条第二項の承認を受けて設置した廃棄物処理施設に限る。次条第三項において同じ。)」に、「当該施設」を「当該廃棄物処理施設」に改め、「とき」の下に「遅滞なく」を加え、「別記様式第十号」を「別記様式第十四号」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十九条第一項及び第二項を次のように改める。
第二十八条第二項の承認を受けた者(以下「承認施設設置者等」という。)は、

当該承認に係る廃棄物処理施設(以下「設置等承認施設」という。)の設置等の工事が完成したときは、廃棄物処理施設工事完成届出書(別記様式第十三号)を環境森林事務所長に提出するとともに、当該設置等承認施設について、環境森林事務所長による完成検査(施設の機能検査を含む。以下同じ。)を受けなければならない。
2 承認施設設置者等は、完成検査に合格した後でなければ、設置等承認施設を使用してはならない。

第二十九条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項の規定による完成検査を行い、」を「設置等承認施設が完成検査に」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第三十二条とする。

第二十八条中「設置許可申請等を行い当該」を「法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の五第一項の」に、「第二十六条第二項の規定による承認通知書」を「第二十八条第二項の承認」に、「施設の」を「廃棄物処理施設の」に、「別記様式第八号」を「別記様式第十二号」に改め、同条を第三十一条とする。
第五章を第八章とし、同章の前に次の一章を加える。

第七章 手続の省略

(手続の省略)
第三十条 環境森林事務所長は、第三章から第五章までに規定する手続の一部を省略すること(以下「手続の省略」という。)に支障がないと認められる場合で、協議者から手続の省略の申出があったときは、知事と協議の上、当該手続の省略を承認することができる。

2 前項の規定による承認を受けようとする協議者は、事前協議書の提出の際、併せて手続省略申出書(別記様式第十一号)を環境森林事務所長に提出しなければならない。
3 手続の省略の対象となる廃棄物処理施設の種類及び設置等の形態並びに省略することのできる手続は、次に掲げる区分に応じ、知事が別に定める。

一 施設の種類及び処理する廃棄物の種類等から、周辺地域の生活環境への影響の程度が低く、かつ、廃棄物の減量化及び循環型社会の構築に対する有効性が高いと認められる場合

二 施設の設置場所の周辺状況及び施設の設置等の形態等から、周辺地域の生活環境への影響の程度が低く、かつ、廃棄物の適正処理を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備に寄与すると認められる場合

三 他の法令等の制定又は改正により、施設の変更又は改造等が義務付けられ、か

つ、緊急の対応を要する場合
 4 前項の規定にかかわらず、生活環境の保全上の支障が生じないと認められるときは、環境森林事務所長は、省略することのできる手続をその都度指定することができる。

第二十七条第一項中「関係市町村の長」を「関係市町村長」に、「第二十条第一項各号に規定する」を「第二十二条第一項各号に掲げる」に改め、「者等」の下に「(以下これを「協定の相手方」という。)」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改め、同条を第二十九条とする。

2 協議者は、生活環境保全協定を締結する場合は、設置許可申請書等又は実施計画書を提出するときまでに締結し、当該協定に係る協定書の写しを知事に提出しなければならない。

3 協議者は、生活環境保全協定を締結することができなかつたときは、協定の相手方との協議経過及び生活環境保全協定を締結することができなかつた理由を記載した生活環境保全協定協議経過報告書(別記様式第十号)を知事に提出しなければならない。

第二十六条第一項を次のように改める。

環境森林事務所長は、実施計画書が提出されたときは、意見を付して知事に進達するものとする。

第二十六条第二項中「前項の規定により実施計画書及び審査結果の送付を受けた知事は、その内容を審査し、」を「知事は、実施計画書の内容が」に改め、同条第三項中「計画内容の変更を指示する」を「協議者に対し、実施計画書の内容の変更又は補正の指示をする」に改め、同条第四項中「規定に基づく計画内容の変更の」を削り、「不承認」を「実施計画書の不承認」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章 生活環境保全協定の締結

第二十五条第一項中「第二十二条第一項の規定による設置協議終了通知を受けた協議者(前項の規定により設置許可申請書等を提出する者を除く。)」は「協議者は、廃棄物処理施設の設置等が前条第一項の許可を要しないものである場合は、事前協議終了通知書の送付を受けた日から二年以内に」に、「別記様式第六号」を「別記様式第九号」に改め、「設置協議書を提出した」を削り、「を経由して、知事に提出するものとする」を「に提出しなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、実施計画書の内容は、事前協議書、見解書、調整結果報告書

等の内容と整合性のとれたものでなければならない。

第二十五条第一項第二号から第八号までを次のように改める。

二 施設の設置場所

三 施設の種類

四 施設において処理する廃棄物の種類

五 施設の設置等の工事の着工予定年月日及び施設の使用開始予定年月日

六 施設の処理能力(最終処分場にあつては埋立地の面積及び埋立容量、産業廃棄物の積替え又は保管施設にあつては積替え又は保管の場所の面積及び保管容量)

七 施設の位置、構造等の設置に関する計画

八 施設の維持管理に関する計画

第二十五条第二項中「前項の」を削り、同項各号を次のように改める。

一 事業計画に関する書類

二 立地環境に関する書類及び図面

三 施設の構造等を明らかにする書類及び図面(実測に基づいたものであること。)

四 施設の維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面

五 処理工程図(最終処分場にあつては、跡地利用計画の概要図)

六 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を明らかにする書類及び図面(最終処分場にあつては、法第八条第二項第八号又は第十五条第二項第八号に規定する災害防止のための計画を含む。)

七 事業計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

八 生活環境影響調査書(生活環境影響調査の結果を記載した書類をいう。)

九 その他環境森林事務所長が必要と認める書類

第二十五条に次の一項を加え、同条を第二十七条とする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

第二十七条の前に次の一条を加える。

(設置許可申請書等の提出等)

第二十六条 協議者は、廃棄物処理施設の設置等が法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の許可を要するものである場合は、事前協議終了通知書の送付を受けた日から二年以内に、当該許可に係る申請書(以下「設置許可申請書等」という。)を提出しなければならない。この場合において、設置許可申請書等の内容は、事前協議書、見解書、調整結果報告書等の内容と整合性のとれたものでなければならない。

2 協議者は、正当な理由がなく前項に規定する期間内に設置許可申請書等を提出しなかったときは、新たに事前協議を行わなければならない。

3 協議者は、事前協議終了通知書の送付を受けた後、廃棄物処理施設の設置等の事業計画を廃止したときは、速やかに、廃棄物処理施設設置等事業計画廃止届出書(別記様式第八号)を環境森林事務所長に提出しなければならない。

第二十四条を削る。
 第二十三条を次のように改める。

(確約書の提出等)

第二十三条 知事は、合意書の写しが提出されたときは、協議者に対して、関係市町村長への確約書(協議者が関係市町村長との調整により、関係市町村長と合意した事項について、当該関係市町村長に確約する書面をいう。以下同じ。)の提出を指示するものとする。ただし、関係市町村長が協議者に対して協定の締結を求めたときは、関係市町村長への確約書の提出に代えて関係市町村長との協定の締結を指示するものとする。

2 協議者は、関係市町村長に前項の確約書を提出し、当該関係市町村長がこれを受領した場合にあつては当該確約書の写しを添付して確約書受領の報告書を、関係市町村長と協定を締結した場合にあつては当該協定に係る協定書の写しを知事に提出しなければならない。

第三章中第二十三条の次に次の二条を加える。
 (事前協議終了の通知)

第二十四条 知事は、第十条から前条までに規定する手続(第三十条第一項の規定により同項に規定する手続の省略が行われた場合にあつては、当該手続の省略によつて省略された手続以外の手続)が終了したときは、環境森林事務所長を経由して、協議者に対して、事前協議終了通知書を送付するものとする。

(事前協議の取下げ)

第二十五条 協議者は、事前協議を取り下げる場合には、速やかに、廃棄物処理施設設置等事前協議取下書(別記様式第七号)を環境森林事務所長に提出しなければならない。

第二十一条及び第二十二条を削る。

第二十条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

知事は、見解書、見解書に対する意見書、調整結果報告書等の内容を審査し、協議者による関係市町村長との調整が完了したと認められるときは、協議者に対

し、次に掲げる者からの合意書(別記様式第五号)の取得を指示するものとする。

第二十条第一項第一号中「廃棄物処理施設用地」を「廃棄物処理施設の設置場所」に改め、「土地所有者」の下に「の全員」を加え、同項第二号中「有する者」の下に「の全員」を加え、同項第三号中「住民(同一世帯)」を「地域に居住する者(複数の者が一の世帯を構成する場合には、その世帯主)」に改め、同項第五号中「排出する」を「放流する」に改め、「水路等」の下に「(以下「河川等」という。)」を、「管理者」の下に「の全員」を加え、同項第六号中「排水を排出する」を「排水等を河川等に放流する」に、「その他」を「その他」に、「もの」を「と認められるとき」に改め、「掲げる者」の下に「の全員」を加え、同号イ中「又は農業者等の利用者若しくは当該水利利用者の団体の長(以下「水利権者等」という。)」を削り、同号ロ中「に水路等の取水口があるときは、当該水路等の水利権者等」を「の農業者等の利用者又は当該利用者の団体の長」に改め、同項第七号中「ある」を「の地域からゆう出する」に、「及び」を「又は」に改め、「利用者」の下に「の全員」を加え、同項第八号中「同意」を「合意」に改め、同条第三項中「環境森林事務所長」を「知事」に、「の提出がない場合」を「が提出されないとき」に、「打ち切りの通知を」を、「事前協議の打ち切りを通知」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の規定による」に、「(知事が相当の理由がある」と認められた場合は、知事が認めた期間内)」を「(当該期間によらないことについて相当の理由があると認められるときは、知事が認める期間内)」に、「環境森林事務所長に提出するものとする」を「知事に提出しなければならない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第二十二条とする。

2 前項の規定による指示を受けた協議者は、合意書取得実施計画書(別記様式第六号)を知事に提出し、当該計画書の内容に即して、合意書の取得を行わなければならない。

第十九条第一項を次のように改める。

知事は、見解書に対する意見書が提出されたときは、見解書及び当該見解書に対する意見書の内容を審査し、協議者による関係市町村長との調整が更に必要であると認めるときは、協議者に対し、当該調整を行うよう指示するものとする。

第十九条第二項中「場合は、当該指示を受けた日から二年以内(知事が相当の理由があると認められた場合は、知事が認めた期間内)」を「ときは、」に、「(別記様式第三号)を環境森林事務所長に提出するものとする」を「(別記様式第四号。以下「調整結果報告書」という。)」を知事に提出しなければならない」に改め、同条第三

項を次のように改める。

3 調整結果報告書は、第一項の規定による指示を受けた日から二年以内(当該期間によらないことについて相当の理由があると認められるときは、知事が認める期間内)に提出しなければならない。

第十九条に次の一項を加え、同条を第二十一条とする。

4 知事は、前項に規定する期間内に調整結果報告書が提出されないときは、協議者に対して、事前協議の打ち切りを通知するものとする。

第二十一条の前に次の一条を加える。

(見解書に対する意見書の提出)

第二十条 知事は、見解書が提出されたときは、関係市町村長に対し、当該見解書の写しを送付するものとする。

2 関係市町村長は、見解書に対する意見があるときは、知事があらかじめ指定する期限までに、意見書を提出することができる。

3 関係市町村長は、前項の期限までに同項の意見書(以下「見解書に対する意見書」という。)を提出することが困難であるときは、知事に対し、意見の取りまとめに要する期間を示した上で、当該期限の延長を求めることができる。

第十八条を削る。

第十七条第一項中「環境森林事務所長から、前条第一項の規定による」及び「同条第二項の規定による」を削り、「受けた場合」を「受けたとき、」に、「第十五条の規定により」を「関係地域住民等の意見書若しくは関係市町村長の」に、「提示された場合」を「提示されたとき」に、「当該意見書」を「これらの意見書」に、「とりまとめた」を「取りまとめた」に、「別記様式第二号」を「別記様式第三号。以下「見解書」という。」に、「環境森林事務所長が」を「知事があらかじめ」に、「設置協議書の変更が必要となる場合」を「事前協議書の変更又は補正が必要となるとき」に、「設置協議書の差し替えをすることができる」を「当該事前協議書の変更又は補正をするものとする」に改め、同条第二項中「環境森林事務所長」を「知事」に、「前条第二項の規定による」を「技術指導又は」に、「場合又は」を「とき、又は」に、「提出期間の経過後においても」を「期限までに」に、「場合は」を「ときは」に、「協議の打ち切りの通知を」を「事前協議の打ち切りを通知」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条第一項中「環境森林事務所長」を「知事」に改め、「設置協議の内容について」を削り、「することができ」を「行うものとする」に、「第十三条の規定により関係地域住民等から、又は第十四条の規定により関係市町村長から」を「関係

地域住民等の意見書又は関係市町村長の」に、「当該意見書と設置協議書」を「これらの意見書と事前協議書」に改め、「技術的な」を削り、同条第二項中「環境森林事務所長は」を「知事は、技術指導のほか」に、「施設」を「施設」に、「修正等若しくは見直し」を「修正、見直し等」に、「関する留意事項の通知」を「関し留意すべき事項の指導」に、「することができ」を「行うものとする」に改め、同条第三項中「環境森林事務所長」を「知事」に、「設置協議書」を「事前協議書」に、「と認められる」を「であり、技術指導及び修正指示等によりこれを変更又は補正することができないと認める」に、「協議の打ち切りの通知を」を「事前協議の打ち切りを通知」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 知事は、技術指導、修正指示等又は前項の事前協議の打ち切りをする場合その他必要があるとき、審査会に対して、諮問することができる。

5 審査会の長は、前項の規定による諮問に対する答申を行うに当たり必要と認めるときは、専門的及び技術的な事項について、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

第十六条第六項を削り、同条を第十八条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

(知事への報告)

第十六条 環境森林事務所長は、第十条から前条までに規定する手続(第三十条第一項の規定により同項に規定する手続の省略が行われた場合にあつては、当該手続の省略によつて省略された手続以外の手続)が終了したときは、これらの手続の結果を取りまとめて、知事に報告するものとする。

第十六条の次に次の章名及び一条を加える。

第四章 技術指導及び修正指示等

(意見書の提示)

第十七条 知事は、関係地域住民等の意見書又は関係市町村長の意見書が提出されている場合は、協議者に対して、これらの意見書の内容(知事が協議者に提示する必要があると認めるものを除く。)を提示するものとする。この場合において、関係地域住民等の意見書にあつては、その内容から当該意見書を提出した者(以下「意見提出者」という。)が特定されるおそれがあり、かつ、特定されることにより当該意見提出者に不利益が生ずるおそれがあると認められるときは、知事は、当該意見提出者が特定されないように配慮しなければならない。別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第1号(規格A4)(第9条関係)

(表面)

廃棄物処理施設設置等事前協議書

年 月 日

群馬県知事 あて

協議者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

印

群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第9条第1項の規定により、廃棄物処理施設の設置等の事前協議をしたいので、関係書類及び図面を添えて提出します。

事前協議の内容	
施設の設置場所	(設置場所全体の面積 m^2)
施設の種類	
処理する廃棄物の種類	
施設の処理能力	$m^3/日$ ($m^3/時間$)
(最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量、積替え又は保管施設の場合には積替え又は保管場所の面積及び保管容量)	処 理 能 力 ----- $t/日$ ($t/時間$)
	埋立地面積 m^2 埋立容量 m^3
	積替え場所面積 m^2
	保管場所面積 m^2 保管容量 m^3
施設の処理方式	
※ 事務処理欄	

(裏面)

添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画の概要に関する書類 2 協議者の事業経歴及び過去における廃棄物処理の事業実績等 3 立地環境に関する書類及び図面 4 施設の設置場所の位置図、公図の写し並びに周辺の土地利用現況図及び土地利用規制図 5 施設の構造等を説明するための書類及び図面 6 施設の維持管理に関する計画を説明するための書類及び図面 7 処理工程図(最終処分場にあつては、跡地利用計画の概要図) 8 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面(最終処分場にあつては、法第8条第2項第8号又は第15条第2項第8号に規定する災害防止のための計画を含む。) 9 事業計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 10 生活環境影響調査方法書(生活環境影響調査の実施計画等を記載した書類をいう。) 11 関係地域住民等及び関係市町村との合意形成手続に関する申立書 12 施設の設置場所の土地の所有者が発行する事前協議書提出確認書(協議者が当該土地の所有権を有しない場合に限る。) 13 施設の設置場所の土地及び第22条第1項第2号に規定する土地の登記事項証明書 14 協議者に関する書類(法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し) 15 その他環境森林事務所長が必要と認める書類
----------	--

備考

- 1 事前協議の内容については、施設の設置、構造若しくは規模の変更又は施設において処理する廃棄物の種類の追加等の別を記入すること。
- 2 施設の設置場所については、設置場所の地番及び全体の面積を記入すること。
- 3 施設の種類については、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物の積替え若しくは保管施設の別を記入するとともに、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設にあつては、その区分に応じて、次のとおり記入すること。
 - (1) 一般廃棄物処理施設 し尿処理施設、ごみ処理施設又は最終処分場の別を記入し、さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設又は破碎施設等の別を括弧書きすること。
 - (2) 産業廃棄物処理施設 脱水施設、焼却施設、中和施設、破碎施設又は最終処分場等の別を記入すること。
- 4 処理する廃棄物の種類については、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の別を記入するとともに、その区分に応じて、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物等、具体的に記入すること。
- 5 当該事前協議書は、3部提出すること。

別記様式第2号(規格A4)(第13条関係)

説明会実施計画書

年 月 日

環境森林事務所長 あて

協議者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第13条第2項の規定により、次のとおり事前協議書の内容を関係地域内の住民に周知するための説明会を実施しますので、関係資料を添えて計画書を提出します。

協議書の提出年月日	年 月 日
事前協議の概要	
説明会を開催する関係地域内の自治会又は行政区等の名称	
説明会の開催日時及び開催場所	
説明会で配付する資料の概要	
説明会の開催を周知するための方法	
協議者側の出席予定者	
説明会の担当者及び問い合わせ先	

備考

- 説明会で使用する資料について、事前協議書以外のものを使用する場合には、それを添付すること。
- 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入すること。

別記様式第五号を置く。

別記様式第四号中「第20条関係」や「第22条関係」及び「設置を」や「設置等を」及び「設置協議書」や「事前協議書」及び「生活環境影響調査」や「生活環境影響調査」及び「関係準備業務」や「関係準備事務」及び「場合」や「とき」及び「関係地域住民」や「関係地域内の住民」及び「について、当該施設に係る」や「を作成するに当たっては」及び「より」や「、より」及び「への立ち入り」及び「まで」や「までに」及び「設置を計画している場所欄は、計画地」や

「設置場所欄は、設置場所」及び「回覧表」及び「別記様式第五号の回覧表」及び「別記様式第三号中「第19条関係」や「第21条関係」及び「環境森林事務所長」や「群馬県知事」及び「名称」や「、名称」及び「第19条第2項」や「第21条第2項」及び「回覧表」及び「別記様式第四号の回覧表」の前の一筆を加える。

別記様式第3号(規格A4)(第19条関係)

(第1面)

見 解 書

年 月 日

群馬県知事 あて

協議者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

年 月 日付け 第 号により指示のあつた技術指導若しくは修正指示等又は関係地域住民等の意見書若しくは関係市町村長の意見書に対する見解は、次のとおりです。

施 設 の 種 類	
設 置 場 所	
備 考	

(第2面)

項目	指示事項等	見解	添付資料等
1	1 2	1 2	
2	1 2 ...	1 2 ...	

別記様式第6号(規格A4) (第22条関係)
(第1面)

別記様式第六号を次のように改める。

合意書取得実施計画書

年 月 日

群馬県知事 あて

協議者
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第22条第2項の規定により、次のとおり合意書の取得に着手しますので、関係資料を添えて計画書を提出します。

協議書の提出年月日	年 月 日
事前協議の概要	
合意書取得指示年月日	年 月 日
合意書取得対象者	<input type="checkbox"/> 施設の設置場所の土地所有者の全員(第1号) <input type="checkbox"/> 施設の敷地境界から20m以内に存する土地の所有者等の全員(第2号) <input type="checkbox"/> 施設の敷地境界から50m以内の地域に居住する者(複数の者が一の世帯を構成する場合には、その世帯主)の全員(第3号) <input type="checkbox"/> 施設の敷地境界から300m以内の地域に居住する者(複数の者が一の世帯を構成する場合には、その世帯主)の5分の4以上の者(第4号) <input type="checkbox"/> 施設からの排水等を放流する河川等の管理者の全員(第5号) <input type="checkbox"/> 施設からの排水等の放流地点の下流おおむね500m以内の水利権者の全員(第6号イ) <input type="checkbox"/> 施設からの排水等の放流地点の下流おおむね500m以内の農業者等の利用者等の全員(第6号ロ) <input type="checkbox"/> 施設から500m以内の地域からゆう出する地下水又は湧水の利用者の全員(第7号) <input type="checkbox"/> 知事が特に合意を得ることが必要であると認めた者(第8号) []
合意書取得開始年月日	年 月 日
合意書取得の方法	
担当者及び連絡先	
備考	1 合意書取得対象者については、対象者の一覧表を作成し、住宅地図の写しや土地の登記事項証明書等の資料を添付すること。 2 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入すること。

別記様式第十三号を題す。
別記様式第十二号中「第 3 1 条関係」や「第 3 4 条関係」及び「第 3 1 条第 3 項」や「第 3 4 条第 3 項」並びに

設 置 場 所	
---------	--

設 置 場 所	
実施計画承認の 年月日及び番号	年 月 日 第 号

並びに、同様式を別記様式第十六号とす。

別記様式第十一号中「第 3 1 条関係」や「第 3 4 条関係」並びに「環境森林事務所長」や「群馬県知事」並びに「協議者」や「承継協議者」並びに「名称」や「名称」並びに「第 3 1 条第 2 項」や「第 3 4 条第 1 項」並びに

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 号
----------------------	---------

許 可 又 は 承 認 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
--------------------------------	-----------

並びに、同様式第十一号「からの譲り受け」や「からの譲り受け」並びに「借りの受け」や「借りの受け」並びに、同様式第十五号とす。

別記様式第十号中「第 3 0 条関係」や「第 3 3 条関係」並びに「名称」や「名称」並びに「第 3 0 条の」や「第 3 3 条の」並びに、同様式第十四号とす。

別記様式第九号中「第 2 9 条関係」や「第 3 2 条関係」並びに「廃棄物処理施設完成届出書」や「廃棄物処理施設工事完成届出書」並びに「名称」や「名称」並びに「から完成」や「の設置等の工事が完成」並びに「第 2 9 条の」や「第 3 2 条第 1 項の」並びに

許 可 又 は 承 認 の 年 月 日 及 び 番 号	や	実 施 計 画 承 認 の 年 月 日 及 び 番 号	並びに、同様式を別記様式第十三号とす。
--------------------------------	---	--------------------------------	---------------------

号とする。
別記様式第八号中「第 2 8 条関係」や「第 3 1 条関係」並びに「名称」や「名称」並びに「設置(変更)について」や「設置等の」並びに「第 2 8 条の」や「第 3 1 条の」に改め、同様式を別記様式第十二号とし、同様式の前に次の一様式を加える。

別記様式第11号(規格A4)(第30条関係)

手 続 省 略 申 出 書

年 月 日

環境森林事務所長 あて

申出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した廃棄物処理施設設置等事前協議書に係る事前協議について、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第30条第2項の規定により、次のとおり手続の省略を申し出ます。

施設の種類	
設置場所	
適用条項	
理 由	

備考

欄内に記入しきれないときは、別紙に記入すること。

別記様式第7号(規格A4)(第25条関係)

廃棄物処理施設設置等事前協議取下書

年 月 日

群馬県知事 へ

協議者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

印

群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第25条の規定により、次のとおり廃棄物処理施設の設置等の事前協議を取り下げます。

施設の種類	
設置場所	
取り下げ理由	

別記様式第七号中「第27条関係」を「第29条関係」に、「環境森林事務所長」を「群馬県知事」に、「名称」を「名称」に、「第27条第3項」を「第29条第3項」に改め、同様式を別記様式第十号とし、同様式の前に次の三様式を加える。

別記様式第8号(規格A4)(第26条、第27条関係)

廃棄物処理施設設置等事業計画廃止届出書

年 月 日

群馬県知事 へ

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物処理施設の設置等の事業計画を廃止したので、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第26条第3項、第27条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設 の 種 類	
設 置 場 所	
事 業 計 画 廃 止 の 理 由	
事 業 計 画 廃 止 年 月 日	年 月 日

別記様式第9号(規格A4)(第27条関係)

(表面)

廃棄物処理施設設置等実施計画書

年 月 日

群馬県知事 へ

提出者
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第27条第1項の規定により、次のとおり関係書類及び図面を添えて提出します。

施 設 の 設 置 場 所			
施 設 の 種 類			
処 理 す る 廃 棄 物 の 種 類			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
施 設 の 処 理 能 力 (最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量、積替え又は保管施設の場合には積替え又は保管場所の面積及び保管容量)	処 理 能 力	----- m ³ /日 (m ³ /時間) t/日 (t/時間)	
	埋立地面積	m ² 埋立容量 m ³	
	積替え場所面積	m ²	
	保管場所面積	m ² 保管容量 m ³	
△施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	施 設 の 位 置		
	施 設 の 処 理 方 式		
	施 設 の 構 造 及 び 設 備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処 理 方 法	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項			

(裏面)

△施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画に関する書類 2 立地環境に関する書類及び図面 3 施設の構造等を明らかにする書類及び図面(実測に基づいたものであること。) 4 施設の維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面 5 処理工程図(最終処分場にあつては、跡地利用計画の概要図) 6 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を明らかにする書類及び図面(最終処分場にあつては、法第8条第2項第8号又は第15条第2項第8号に規定する災害防止のための計画を含む。) 7 事業計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 8 生活環境影響調査書(生活環境影響調査の結果を記載した書類をいう。) 9 その他環境森林事務所長が必要と認める書類 	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の設置場所については、設置場所のすべての地番を記入すること。 2 施設の種類については、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物の積替え若しくは保管施設の別を記入するとともに、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設にあつては、その区分に応じて、次のとおり記入すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物処理施設 し尿処理施設、ごみ処理施設又は最終処分場の別を記入し、さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設又は破碎施設等の別を括弧書きすること。 (2) 産業廃棄物処理施設 脱水施設、焼却施設、中和施設、破碎施設又は最終処分場等の別を記入すること。 3 処理する廃棄物の種類については、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の別を記入するとともに、その区分に応じて、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物等、具体的に記入すること。 4 △印の欄については、できる限り図面、表等を利用すること。 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 	

附則

- 1 この規程は、平成十八年三月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程の規定により行われた手続は、改正後の群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程の相当規定により行われた手続とみなす。

定

価

一月四、〇一五円
 本号一部六五五円
 (消費税、地方消費税を含む。)

発行 群馬県

印刷所

株橋式会社
 前橋市上毛町一丁目
 新五目一〇九六三

